



- 安否確認は、掲示された目印の確認だけでなく、確認していることを拡声器や笛などで知らせましょう。(機器が無ければ大声で)

○確認や救助対応を迅速に行うために、あらかじめ町会単位で安否状況を確認できる目印などルールを決めておくことが望ましいでしょう。

○町会や班の「安否確認者」は、自身と家族の安全が確保されたら、速やかに担当地域の安否確認を開始しましょう。

○既定担当者が実施できない場合は、隣人に代役を依頼しましょう。(事前に申し合わせておく必要があります)



- 確認作業中、救助・消火支援などの緊急対応や連絡が必要な場合があります。町会本部への連絡や、応急対応のため複数人での行動が望ましいでしょう。



■要支援者の避難方法例

「視覚障がい」の方には、分かり易い口調で複数回繰返し伝え、誘導は腕をつかんでもらいゆっくり歩きます。



「聴覚障がい」の方には、正面から口を大きく動かしゆっくり伝え、あおらないようにします。



「肢体が不自由」な方は、車椅子や担架など利用、或いは背負って早めに避難します。車椅子は階段では3人以上で援助し、後ろ向きに降ります。



「子ども」には、恐怖心をあおらないようにします。「妊婦の方や赤ちゃん」には、あわてないよう気持ちにゆとりが必要、早めに避難できるよう介助します。



■要支援者の心がまえ

- ◆近隣の方と日頃からコミュニケーションを図りましょう。
- ◆自分で出来ること、自分だけでは出来ないことを周囲に伝えましょう。
- ◆「非常持出し品」として、常備薬や生活用品を準備しておきましょう。
- ◆災害が起こると、どんな危険があるのか日頃から考えておきましょう。
- ◆緊急時には、大きな声や音(笛など)を出して周囲に知らせましょう。